

静岡市立南部学校給食センター建替整備等事業 基本協定書(案)質問回答

NO	項目	頁	条	項他	質問	回答
1	構成員	1			構成員の定義を改めてご教示下さい。別紙1を見る限り、構成員のうち事業者に出資を行う企業を「当社ら」というようになっており、出資をしない協力企業も含めるという理解でおりますが、承諾書には、構成員と協力企業が分かれております。ご教示下さい。	構成員とは、入札説明書に記載のとおり、本事業への参加者でありSPCから直接業務を受託又は請け負うものをいいます。また、構成員による出資は必須ではありません。 別紙1 出資者保証書の書式 において、構成員のうち事業者に出資を行う企業が複数となるため「当社ら」としているものです。出資をしない企業は含まれません。 なお、承諾書への協力企業の記載を削除します。承諾書の様式を別紙2のとおり修正します。
2	確認協議	1	2	2	事業契約締結のための確認協議ですが、事業契約締結以降、速やかに設置をするという理解でおりますが、貴市が想定している確認協議の設立時期をご教示下さい。	事業契約締結のための確認協議の開始時期は、基本協定締結後、速やかに実施したいと考えています。
3	事業契約締結不調の場合の処理	3	8	2	市の事由により基本協定の締結に至らなかった場合の請求できる損害賠償とは、市が違約金として落札者へ請求できる金額と同等と考えてよろしいでしょうか。	事業者側で、実際にかかった費用を請求していただくこととなります。 なお、市が行う損害賠償の額の決定は、地方自治法96条第1項13号により、議会の議決事項となります。